

○宮崎大学医学部附属病院周術期口腔ケアセンター運営委員会規程

〔平成 31 年 4 月 17 日〕
制 定

（趣旨）

第 1 条 この規程は、宮崎大学医学部附属病院周術期口腔ケアセンター規程第 5 条第 2 項の規定に基づき、宮崎大学医学部附属病院周術期口腔ケアセンター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第 2 条 委員会は、周術期口腔ケアセンターの運営に関する事項を審議する。

（組織）

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 周術期口腔ケアセンター長
- (2) 歯科口腔外科・矯正歯科の教員 2 人
- (3) 臨床腫瘍科の教員 1 人
- (4) 副看護部長 1 人
- (5) 歯科衛生士 1 人
- (6) 医事課長
- (7) その他委員長が必要と認める者

2 前項第 2 号から第 5 号及び第 7 号に掲げる委員は、医学部附属病院運営審議会の議を経て、病院長が委嘱する。

（任期）

第 4 条 前条第 2 項に掲げる委員の任期は、3 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第 5 条 委員会に委員長を置き、周術期口腔ケアセンター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代行する。
- 4 委員長は、委員会において審議した結果を病院長に報告するものとする。

（会議）

第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

（委員以外の者の出席）

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

（事務）

第 8 条 委員会の事務は、医事課において処理する。

（雑則）

第 9 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年 5 月 1 日から施行する。